

JTU 埼玉高教組 ニュース

発行 埼玉高等学校教職員組合

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町3-13-10

ヤギシタビル4F



NO. 670

教育復興に向けて支援の輪を広げよう！

TEL 048-823-4071

FAX 048-823-4072

Eメール saikojtu@maple.ocn.ne.jp

～2023年度確定交渉 教育局第1回目終了～ 木で鼻を括った回答！ 高校教育指導課

働き方改革に逆行する高校教育指導課

11月30日に第1回教育局確定交渉が行われた。今回の交渉は、9月8日に文科省から発出された「教師と取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」(以下:緊急提言)に基づいて要求書を作成し、県教委としてこの緊急提言をどのように受け止めているかを確認することが主なテーマである。「より持続可能な学校の指導・運営体制を構築していくためには、改めて教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要がある」という表現に対しての県教委のやる気が回答に示されているかがポイントである。

ところが、私たちの要求に対して、「我関せず」、「木で鼻を括ったような回答」を出してきたのが高校教育指導課である。

回答の幾つかを紹介しよう。(それぞれ要点のみ)

Q 授業時数を点検し、来年度以降に臨むこと

A 緊急提言の時数は小中学校を対象としたものと認識しております。

Q 標準授業時数を大幅に上回っている学校の時数見直しについて

A 標準授業時数を大幅に上回っている学校は小中学校等の考え方なので、該当しません

Q 年間授業時数の改善をどのように行うのか

A 教育課程は各高等学校において編成し、実施し、評価し、改善を図っていくものと認識しております。

Q 県立学校においても2年以内に授業時数の制限を行うこと

A 県が授業時数の制限を行うことは、適当でないと考えております。

働き方改革は県教委の課題のはず！

緊急提言について、授業時間数等の標準化は確かに小中学校に対してのものであるが、だからと云って、小中学校だけが見直しをして、高校は関係ないとは一言も書いていない。それなのに、高校教育指導課は、「緊急提言は小中学校に対してのモノ」という認識で、現に文科省が求めている授業時数の削減による超勤解消などには全く無関心だとしか考えられない。県教委全体として、働き方改革・超勤削減に取り組んでいる中で、「私たちには関係ありません」という態度は不遜極まりないと云わざるを得ない。

土曜日授業実施校は超勤だらけ・・・

県教委の昨年度の調査によれば、時間外在校等時間の年平均は高校で372.2時間であるが、土曜日授業実施校18校の内、17校が平均を上回っているのである。

【土曜日授業実施校 時間外ベスト5】

学校名	時間外平均	平均との差
浦和一女	549.8時間	177時間
大宮	539.5時間	167時間
松山	496.3時間	124時間
浦和西	494.7時間	122時間
所沢	483.8時間	111時間

例えば大宮高校の平均との差は日数に直せば約20日分。つまり、年間で行われている土曜日授業の分がそのまま時間外であると云えるのである。

このような実態があるにも関わらず、「県が授業時数の制限を行うことは適当ではない」と回答する高校教育指導課は、働き方改革に対する逆賊であると言っても過言ではない。県教委自身の本気度が試されている。

社会モデルから人権モデルへの転換を

～障害者権利条約 最終所見に含まれた基本的立場～

11月12日(日)、日教組障害児教育部全国部長会議と大谷恭子弁護士(日弁連:日本弁護士連合会)による講演会が開かれたが、文科省とやり取りしている佐伯氏(日教組障教部長)から最新の情報が多数報告された会議の重要項目を以下、お示したい。

- 小1では、地域の学校に通っていると言っても通常学級ではなく特学(特別支援学級)が9割
 - 高校入試では、22年度文科省の初調査において全国でのべ1631人が定員内不合格とされている
 - 医療的ケア児の在籍数が特別支援学校では減少、幼・小・中・高では増加(22年度文科省調査)
 - 高校の通級指導は、2018年113校、19年160校、22年度304人(前年度+47人)、23年度351人と増加傾向(文科は22年度から校数を明らかにせず)
 - 通常学級へ配置される特別支援教育支援員は、幼・小・中においては進んでいるが、高校は13年度以降の配置数500人がやっと20年度600人に増加という状況(22年度は800人の予算措置)
- 他にも様々な最新の報告がなされ、質疑応答も含め非常に充実した内容の会議であった。
- 全国教研の共同研究者でもあった大谷氏の講演では、障害者権利条約に関連した「人権モデル」と

いう新しい考え方が示された。今までの変遷をおさらいすると、「医療モデル」(医療的判断により障害を認定、医療と訓練によって乗り越えて社会参加させる)、「社会モデル」(障害は社会との関係によって生じ、社会の変化によって社会統合しようとするもの:1981年国際障害者年行動計画)と変わってきた。

今回示された「人権モデル」とは、障害はあるがままの個人の一部であり、あるがままの存在を受け入れることによって社会統合(インクルージョン)しようとするもの(障害者権利条約2022年最終所見の基本的立場)となっている。大谷氏は、「当たり前」「普通に」暮らすことが人権モデルの原点、日本の1960年代後半以降の障害者運動のスローガンに通じるもので、哀れみや同情の対象ではなく同じ仲間として共生共同する、この運動の成果が、関西の一部にインクルーシブ教育の実践として残っている事などを述べられた。その為に必要な事として、インクルーシブ教育、脱施設＝24時間介護、強制入院の廃止を挙げ、教育が何より大切だ、是非、皆さん地元で取組んで欲しいとエールを送ってくれた。人権という感覚を忘れてはならないと改めて思った講演会だった。

共共部 授業実践交流会

2日の土曜日、主に特支の教職員からなる共育共生部は授業実践交流会を行った。普段、どんな授業をしているかを中心に報告し合い、授業力を高めようという交流会である。コロナ禍で様々な制限があったここ数年、ようやく私たちの原点である「授業」についてじっくり考え、交流しあう機会を設けることができた。

組合行事に初めて参加した人、授業作りに悩む人、しばらく会えていなかったメンバーなども集い、障害種や校種を超えてお互いの指導案や教材を持ち寄り、ざっくばらんに意見を言い合った。

地元の産業とリンクしてお茶の苗を育てる実践、ガスタンクはなぜ球体か?を具体物を使いながらアプローチする図形の授業、子どもたちの生活に根差した保健分野の発表など、教科領域は多岐に

わたり、普段の校内の研修ではなかなか経験できない、視野を広げられる交流会になったと感じる。高校からは、自作のビジネスマナー教材の報告もあり、思わず私たちも生徒になった感覚で学ぶことができた。

あつという間の3時間、実践交流の後は忘年会でも盛り上がった。それぞれが得た知見を、職場に持ち帰り、明日への活力にして頂ければ幸いである。始めは手引書通りでもこうした実践交流を重ねることでオリジナルな授業作りができていく。その授業作りに悩むあなた、我々と一緒に授業を作っていきますか? きっと、自分なりの授業が出来ますよ。



様々な教科の実践が報告された